

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求人が名張市情報公開条例（令和元年条例第23号。以下「条例」という。）に基づき行った次の公文書公開請求に対し、実施機関が行った公文書公開決定、公文書部分公開決定及び公文書不存在決定（以下「本件決定」という。）の取り消しを求める。

公文書公開請求日：令和4年6月21日

請求内容：名張市が行っている以下の接遇等について、「行う」と定めている公文書、または「行わない」と定めている公文書。

- ① 1人の情報公開請求者に対して複数の担当部署から個々に連絡し、別々の日時に複数回来庁させるよう市民相談室が指示する。
- ② 人事研修室長が来庁者に対し「市長への手紙」等を書かないよう、越権行為にあたる行政指導を行ったことや、公文書公開請求書について誤った説明を行ったことについて問い詰められると「そんなことは言っていない」と開き直り、行政指導における責任を放棄する。
- ③ 上下水道部の室長等が来庁者に対し不遜な態度で接する。
- ④ 秘書広報室長が来庁者からの外線電話を突然勝手に切る。話したい職員に取り次ぎしない。電話での苦情を報告しない。
- ⑤ 公務遂行前（採用試験の合格者の発表等）の情報が一切公表されていない事がわかる公文書。辻褄が合わない公務を行うという規定。
- ⑥ 情報公開に関する補正や反論書の提出期限が案件によってバラバラで一貫性がなく、郵送に係る期間も考慮されないような配慮のない公務を行う。また、同日に請求した3件の審査請求に番号等の記載がない。また、これらと併せ、名張市職員が公務において公正な判断が出来ると示す根拠。

実施機関の処分：令和4年8月5日付け名人研第506号

（公文書公開決定、公文書部分公開決定及び公文書不存在決定）

令和4年8月5日付け名相第133号（公文書不存在決定）

処分内容：③ 人事研修室からのお知らせ（R3.12月号）を部分公開決定、平成28年

- 度～令和4年度新規採用職員研修「勤務のしおり」及び平成24年度～平成27年度新規採用職員研修「勤務のしおり」（電子媒体）を公開決定
- ④ 不当要求行為等対応マニュアルを公開決定
- 「名張市職員が公務において公正な判断が出来ると示す根拠」に対し、名張市職員のサービスの宣誓に関する条例を公開決定
- 上記以外については、公文書を作成していないとして不存在決定

3 審査請求人の主張要旨

名張市農業委員会の公文書不存在決定を取り消し、名張市が保有している公文書の公開を求める。

また、本件請求書記載の接遇等を現に行った部署が各自不存在決定を行うとともに、定めのない公務を行ったことについて、説明を行うよう求める。

併せて、名張市職員が公務において公正な判断が出来ると示す根拠について公開等の決定がなされていないため、公開を求める。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、名張市長に審査請求をすることができる旨の教示はなかった。

4 実施機関の主張趣旨

本件決定は、実施機関が本件請求書の記載から合理的に公文書を特定し、決定した適法な処分である。

本件決定を取り消すには、本件決定の違法又は不当が必要であるところ、審査請求人は、具体的にどのような公文書の公開を求めているのか明確に主張しておらず、本件決定の違法性、不当性も主張していない。

農業委員会の決定は他の実施機関の処分であるから、本件審査請求で求めることができるものではなく、また、職員全般の対応に係る公文書公開請求に対し、各部署が個別に不存在決定を行わなくとも違法ではないため、審査請求人の主張は不合理である。

名張市職員が公務において公正な判断が出来ると示す根拠についても、名張市職員のサービスの宣誓に関する条例を公開決定し、その写しを交付しているため、本件決定を取り消す理由はない

なお、教示については、本件決定通知書において必要な教示を行っている。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を

確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生ぜしめたりして、市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件決定について

本件決定は、本件請求書に記載の事項から可能な限り該当する公文書を公開しているものと判断でき、妥当である。審査請求人が決定されていないと主張する名張市職員が公務において公正な判断が出来ると示す根拠についても、実施機関は弁明のとおりに公開決定している。

審査請求人は、審査請求書において、本件決定とは別の実施機関が行った決定に対し取消しを求めているが、これについても実施機関の主張のとおりに、本件決定の実施機関が他の実施機関の決定を取り消すことはできないため、審査請求人の主張には理由がない。

また、不存在決定を各部署から個別に通知した上で本件請求書記載の接遇等を現に行った各部署から公務の説明を求めるという主張についても、公文書の公開を求めることができるという情報公開制度の趣旨から逸脱している。

なお、実施機関は、本件決定通知書において、教示を適切に行っている。

(3) 結論

よって、審査会の結論のとおりに答申する。

6 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年 6月12日	諮問
令和5年 8月21日	令和5年度第1回名張市情報公開・個人情報保護審査会 審査
令和5年 9月 6日	答申

7 審査会委員

職名	氏名	役職等
会長	辻陽	近畿大学法学部 教授
委員	中野栄蔵	名張市シルバー人材センター 理事長
委員	高嶋雅子	人権擁護委員
委員	竹谷和也	西日本電信電話株式会社 三重支店 ビジネス営業部長
委員	田中友康	楠井法律事務所 弁護士